

外務員資格試験の受験の一般への開放について

(平16.2.16)

「証券外務員資格試験の一般開放に関するワーキング」の検討結果を踏まえ、協会の人材確保の円滑化を図るとともに、外務員資格に対する一般の関心を高めることを目的として、下記概要のとおり、外務員資格試験の受験を一般に開放することとする。

記

1. 一般開放の対象試験

証券外務員等資格試験規則第12条第3号に規定する二種外務員資格試験について、一般に開放することとする（受験資格は設けない。）。

2. 試験の申込み等

本試験の申込みは、受験希望者が、協会が試験実施の事務を委託している試験実施会社にインターネット等により直接行い、受験会場等についての連絡や受験日当日の本人確認等は、試験実施会社が受験者との間で直接行う（以下、この方法により実施する試験を「一般開放試験」という。）。

3. 受験料

一般開放試験の受験料については、一般開放に係る対応コストを勘案して検討する。

4. 合否結果連絡

一般開放試験の合否結果については、受験日当日、受験会場で「受験結果通知書」（仮称）を交付することにより、受験者に伝達する。

5. 外務員登録前の研修の受講

一般開放試験の合格者が、合格の日から2年を超えた日以降に外務員登録をしようとするときは、外務員登録を行う前に、予め資格更新研修を受講し修了するものとする。

以 上